

1 税率 市民税及び県民税の標準税率は次のとおりです。

課税所得の区分	市民税	県民税
一律	6%	4%

分離課税の税率は次のとおりです。

区 分		市民税	県民税		
土地・建物等の譲渡	短期（所有期間5年以下）	国または地方公共団体等への譲渡	3%	2%	
		上記以外の譲渡	5.4%	3.6%	
	長期（所有期間5年超）	一般の長期譲渡	3%	2%	
		有料住宅地等の譲渡	2,000万円以下	2.4%	1.6%
			2,000万円超	3%	2%
		居住用財産の譲渡	6,000万円以下	2.4%	1.6%
	6,000万円超		3%	2%	
株式等に係る譲渡		一般株式等 上場株式等共に	3%	2%	
上場株式等の配当所得			3%	2%	
先物取引にかかる雑所得等			3%	2%	

2 税額計算

所得割額の計算は次の①～⑧のそれぞれに税率を乗じてそれぞれの税額を求め、税額控除の額を差し引いて計算します。

- ① 課税総所得金額×税率＝算出税額
- ② 課税短期譲渡所得金額×分離課税の税率＝算出税額
- ③ 課税長期譲渡所得金額×分離課税の税率＝算出税額
- ④ 株式等に係る課税譲渡所得等の金額×分離課税の税率＝算出税額
- ⑤ 分離課税の上場株式等の配当所得の金額×分離課税の税率＝算出税額
- ⑥ 先物取引に係る課税雑所得等の金額×分離課税の税率＝算出税額
- ⑦ 課税山林所得金額×税率＝算出税額
- ⑧ 課税退職所得金額×税率＝算出税額

所得割額＝算出税額（①～⑧の合計）－ 税額控除

*算出した確定金額（税額控除後）に100円未満の端数があるとき、又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てます。

3 税額控除

所得控除は税率を乗じる前の所得金額から一定の金額を控除するものですが、税額控除は税率を乗じて算出した税額から一定の金額を控除するものです。

①調整控除

所得税の人的控除額（基礎控除、配偶者控除、扶養控除等）との差額に対応して、次の金額を所得割の額から控除します。

- ・合計課税所得金額（課税総所得金額、課税山林所得金額、課税退職所得金額の合計額）が 200 万円以下である場合

所得税との人的控除額の差額の合計額と合計課税所得金額のいずれか少ない金額につき、その 3%に相当する金額を市民税の所得割の額から、その 2% に相当する金額を県民税の所得割の額からそれぞれ控除します。

- ・合計課税所得金額が 200 万円を超える場合

（所得税との人的控除額の差額の合計額）－（合計課税所得金額－ 200 万円（5 万円を下回る場合には 5 万円））の 3% に相当する金額を市民税の所得割の額から、その 2% に相当する金額を県民税の所得割の額からそれぞれ控除します。

② 配当控除

国税において法人税と所得税の二重課税を排除する趣旨から配当控除 が設けられたのと同様の趣旨から、市民税においても、総所得金額の中に対象となる配当所得がある場合には、その配当所得の金額に次の控除率を乗じた金額を算出税額から控除します。

区 分		市民税	県民税	
1 利益の 配当等	課税総所得金額が 1,000 万円以下	1.6 %	1.2 %	
	課税総所得金額が 1,000 万円超	1,000 万円以下の部分	1.6 %	1.2 %
		1,000 万円超の部分	0.8 %	0.6 %
2 特定株式投資 信託以外の 証券投資信託 の収益の分配 (3を除く)	課税総所得金額が 1,000 万円以下	0.8 %	0.6 %	
	課税総所得金額が 1,000 万円超	1,000 万円以下の部分	0.8 %	0.6 %
		1,000 万円超の部分	0.4 %	0.3 %
3 一般外貨建 とう証券投資 信託の収益の 分配金	課税総所得金額が 1,000 万円以下	0.4 %	0.3 %	
	課税総所得金額が 1,000 万円超	1,000 万円以下の部分	0.4 %	0.3 %
		1,000 万円超の部分	0.2 %	0.15 %

*上記の「課税総所得金額」は、課税総所得金額、土地等に係る課税事業所得等の金額（平成25年12月31日までは適用なし）、分離課税短期譲渡所得金額及び分離課税長期譲渡所得金額、分離課税の上場株式等にかかる課税配当所得の金額、株式等に係る課税譲渡所得等の金額、先物取引に係る雑所得等の金額の合計額をいいます。

③ 住宅借入金等特別税額控除

国（所得税）から地方（住民税）への税源移譲の実施により、所得税額が減少した結果、所得税における住宅借入金等特別税額控除額が控除しきれなくなった場合、所得税から控除しきれなくなった額を市・県民税から減額する調整措置です。

既存の住宅借入金等特別税額控除適用者について、税源移譲の前後で税負担の変動が生じないように、移譲前の所得税額において控除できた額と同等の負担減となるように、市・県民税（所得割）から減額します。

平成21年から平成33年までに居住を開始した方について、平成22年度から平成43年度までの市・県民税において適用します。

住民税 からの 住宅ローン 控除額	=	<p>ア～ウのいずれか小さい額</p> <p>(1) 消費税5%時（原則はH26年3月31日まで）の居住開始者</p> <p>ア 97,500円</p> <p>イ 所得税から控除しきれなかった残額 （住宅ローン控除可能額－所得税の住宅ローン控除適用前の額）</p> <p>ウ 所得税の課税総所得金額等の5%</p> <p>(2) 消費税8%時（原則はH26年4月1日以降）の居住開始者</p> <p>ア 136,500円</p> <p>イ 所得税から控除しきれなかった残額 （住宅ローン控除可能額－所得税の住宅ローン控除適用前の額）</p> <p>ウ 所得税の課税総所得金額等の7%</p> <p>※ただし、(2)は取得の際の消費税率が8%（特定取得）の場合に限るため、5%で課せられるべき消費税額等である場合や、個人間の売買契約で消費税額がない場合等は該当しない。</p>
----------------------------	---	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

④ 寄附金税額控除

都道府県・市区町村に対する寄附金（ふるさと寄附金や義援金）、住所地の都道府県共同募金会または日本赤十字社の支部に対する寄附金、住所地の都道府県・市区町

村の条例で指定された寄附金（木更津市で独自に指定している団体はないので、千葉県
の指定団体＝木更津市における指定団体となります）の合計額が2千円を超える
場合には、所得割額から税額控除します。（税額控除額の計算方法は下記のとおり）

都道府県・市区町村に対する寄附金はアとイの合計額を、それ以外の寄附金はアの
額を税額控除します。ふるさと寄附金で、ワンストップ特例を適用する場合は、アと
ウの合計額を税額控除します。

ア 基本控除【控除対象寄附金（or 総所得金額等の30%）－2,000円】×10%

イ 特例控除【地方公共団体への寄附金（or 総所得金額等の30%）－2,000円】

×（90%－所得税の限界税率×1.021）

（注）所得税限界税率 寄附金の所得税の税率のうち最も高いもの

※但し、イは調整控除後の所得割の2割を上限とする

ウ 申告特例控除【イに各割合を乗じた金額（H28年度～H50年度まで）】

市民税の課税総所得金額－ 所得税との人的控除額の差額の合計	割 合
195万円以下	5.105/84.895
195万円超 330万円以下	10.21/79.79
330万円超 695万円以下	20.42/69.58
695万円超 900万円以下	23.483/66.517
900万円超	33.693/56.307

⑤ 外国税額控除

所得割の納税義務者が外国にその源泉がある所得について、その国の法令によっ
て所得税や住民税（所得割、利子割、配当割及び株式等譲渡 所得割）に相当する税
が課税されたときは、その所得に対してさらに日本の所得税や住民税が課税されて
国際間の二重課税となるので、これを 調整するため、所得税、県民税、市民税にお
いて一定の方法により外国税額控除を行います。

⑥ 配当割額又は株式等譲渡割額の控除

所得割の納税義務者が前年において配当割又は株式等譲渡所得割を課された場合
において、翌年の4月1日の属する年度分の市県民税の申告書（確定申告書を含む。）
にこれらに関する必要事項を記載した場合には、当該配当割額又は株式等譲渡所得
割額を所得割の額から控除します。

4 税額計算の例

木更津太郎（年齢 64 歳）

年金の収入金額 2,700,000 円

給与の収入金額 1,425,500 円

支払社会保険料 83,000 円

妻：木更津花子（年齢 62 歳） 収入なし

子：木更津一郎（年齢 21 歳） 収入なし

① 公的年金等に係る雑所得の金額

収入金額 2,700,000 円

* 雑所得の金額 $2,700,000 \text{ 円} \times 75\% - 375,000 \text{ 円} = 1,650,000 \text{ 円}$

② 給与所得の金額

収入金額 1,425,500 円

給与所得控除額 650,000 円

* 給与所得の金額 $1,425,500 \text{ 円} - 650,000 \text{ 円} = 775,500 \text{ 円}$

③ 総所得金額

$1,650,000 \text{ 円} + 775,500 \text{ 円} = 2,425,500 \text{ 円}$

④ 所得控除額

社会保険料控除額 83,000 円

配偶者控除額 330,000 円（所得税の計算上は 38 万円）

扶養控除額（特定扶養親族） 450,000 円（所得税の計算上は 63 万円）

基礎控除額 330,000 円（所得税の計算上は 38 万円）

* 所得控除の合計

$83,000 \text{ 円} + 330,000 \text{ 円} + 450,000 \text{ 円} + 330,000 \text{ 円} = 1,193,000 \text{ 円}$

* 所得税との人的控除額との差額

$50,000 \text{ 円}(\text{配偶者控除}) + 180,000 \text{ 円}(\text{扶養控除}) + 50,000 \text{ 円}(\text{基礎控除}) = 280,000 \text{ 円}$

⑤ 課税総所得金額

$2,425,500 \text{ 円} - 1,193,000 \text{ 円} = 1,232,000 \text{ 円}$ （1,000 円未満切捨て）

⑥ 所得割額（調整控除前）

県民税 $1,232,000 \text{ 円} \times 4\% = 49,280 \text{ 円}$ 市民税 $1,232,000 \text{ 円} \times 6\% = 73,920 \text{ 円}$

⑦ 調整控除

合計課税所得金額 1,232,000 円（200 万円以下）

所得税との人的控除額との差額 280,000 円

* 県民税 $280,000 \text{ 円} \times 2\% = 5,600 \text{ 円}$ 市民税 $280,000 \text{ 円} \times 3\% = 8,400 \text{ 円}$

⑧ 所得割額

県民税 $49,280 \text{ 円} - 5,600 \text{ 円} = 43,600 \text{ 円}$ （100 円未満切捨て）

市民税 $73,920 \text{ 円} - 8,400 \text{ 円} = 65,500 \text{ 円}$ （100 円未満切捨て）

⑨ 税額

県民税 均等割 1,000 円 + 所得割 43,600 円 = 44,600 円

市民税 均等割 3,000 円 + 所得割 65,500 円 = 68,500 円

平成 26 年度から平成 35 年度までは特例により県民税均等割 1,500 円、市民税均等割 3,500 円となるため、

県民税 均等割 1,500 円 + 所得割 43,600 円 = 45,100 円

市民税 均等割 3,500 円 + 所得割 65,500 円 = 69,000 円